

総務文教常任委員会委員長報告

去る6月10日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案1件及び請願1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和6年6月11日(火)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 青野康子、大嶋達巳、湯沢美恵、今関公美、
島野和夫、滝瀬光一、諏訪幸男
- 4 審査結果

「議案第36号」北本市公民館設置及び管理条例等の一部改正については、
挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議請第3号」広報きたもと等の音声データ化の充実に関する請願については、
挙手全員により採択すべきものと決定しました。

◎「議案第36号」について

(1) 「なぜ今のタイミングで利用料金の改定を行うのか」と質疑したところ、「北本市使用料・手数料の適正化に関する基本方針を定め、その中で、新たな指定管理期間が始まる時期とあり、令和7年度から新たな指定管理者となるため、このタイミングで料金を見直すこととしました。今回の利用料金の改定によって、公民館全体の利用料金のバランスを取り、利用する全ての人にとって公平・公正な料金体系にすることが大きな目的となっています」との答弁がありました。

(2) 「市民への周知はどのように行うのか」と質疑したところ、「市のホームページ、広報きたもと、公共施設予約システムに情報を掲載していきます。また、公民館等での掲示も行いながら、可能な限り周知を行っていきたいと考えています」との答弁がありました。

(3) 「北本市においては将来的に公共施設床面積を50%削減していくという計画があるが、今後の公共施設マネジメントを見据えた上での料金改定なのか」と質疑したところ、「北本市公共施設等総合管理計画では、今後、小・中学校が廃校になった際には、公民館を集約していくという位置付けになっています。今回の利用料金の改定については、今後5年間、次の指定管理者が管理運営を行う期間の利用料金ということで設定しています」との答弁がありました。

(4) 「利用者にとっては公平性が確保できると思うが、受益者負担50%で利用しない市民にとって公平と言えるのか」と質疑したところ、「利用料金の算定に当たり、性質別負担割合を設定しています。施設の性質別の分類については4つに分類されており、公民館は第3分類として、日常生活を快適にするもので、個人によって必要性は異なるが、民間にあまりないサービスと位置付けられた施設となっています。第3分類は受益者負担50%、公費負担50%となっているため、この負担割合に基づき算定しています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議請第3号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

ます。

(1) 「請願事項に『あるべき姿を設定』とあるが、具体的にどのようなことか」と質疑したところ、「現状では広報きたもとの音声CDは15枚作成され、15世帯に届けられています。届け方としては、CDを封書に入れて、郵送する方法で提供されていますが、ゆくゆくはスマートスピーカーのようなものが自宅にあって、話しかけると答えてくれるという状況がイメージできる最終形態です」との答弁がありました。

(2) 「143人の障害者手帳所持者に対し、CDを15人しか受け取っていないとのことだが、広報紙の発信方法を広げてほしいということが一番の希望か」と質疑したところ、「朗読ボランティアのかばざくらは40年の歴史がある団体です。完全に無償でサービスの提供を行っていますが、メンバーの中には足が不自由なため、自費でデマンドバスを利用して録音場所まで来る人もいます。そのような状況や、音声データの作成や配布の方法も含めて現状を把握し、障害者手帳を持っている人だけでなく、弱視の人も含めて、しっかりと様々な情報を届けるために、広報きたもとはもとより、それだけに限らず、音声データ化する方向に動いてほしいと考えます」との答弁がありました。

本請願に対して、賛成討論が1件ありました。

以上、報告いたします。

令和6年6月26日

総務文教常任委員会
委員長 諏訪幸男

北本市議会議長 滝瀬光一様